

## 第1章 計画の策定にあたって

### 1 計画策定の趣旨

平成から令和に年号が変わり、新しい時代を迎えた大田区の65歳以上の高齢者人口は、令和2年〇月現在において16万人を超え、75歳以上の後期高齢者数の割合は〇%と前期高齢者の割合〇%を超えました。令和2年10月現在の高齢化率\*は〇%と数年は同程度の割合で推移していますが、・・・

その後2040年代には現役世代（担い手）の大幅な減少に加え、単身高齢者や後期高齢者、認知症の高齢者の急激な増加が見込まれます。このことは、単純に医療・介護サービスの需要だけでなく、日常生活支援サービスをも必要とする高齢者が増加することを意味しています。

これまで大田区は、高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせるまちをつくるため、高齢者の生活を支える医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が、必要に応じ、適切かつ円滑にコーディネートされる体制である地域包括ケアシステムの構築、深化・推進をすすめてきました。あわせて、大田区版地域共生社会の実現にむけて、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」の垣根をなくして、人と人、人と社会とがつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な地域や社会をつくることもめざす必要があります。

第8期計画版 作成中

国も同様に、地域共生社会の実現にむけ、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的支援体制の構築のために、①断らない相談支援②参加支援③地域づくりに向けた支援の3つの支援を内容とする新たな重層的支援事業の創設を行うこととしました。また第7期までの目標や具体的施策の達成・実施状況を踏まえ、2025年を目指した地域包括ケアシステムの推進を図る。あわせて、現役世代が急減する2040年代の高齢者人口や年齢別構成比、介護サービスのニーズを見据えながら、将来の地域共生社会の構築にむけ中長期的視点を持ちつつ計画を策定することを求めています。

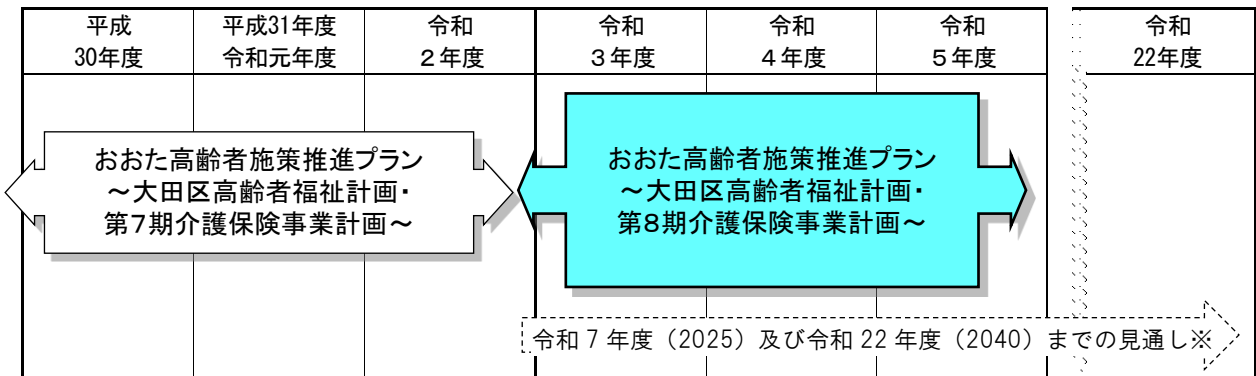
この計画は、以上のような背景を踏まえ、大田区における今後3年間の高齢者福祉施策及び介護保険事業について取り組むべき事項を定めるものです。また、計画期間は3年間ですが、2025年（令和7年）と2040年（令和22年）も見据え、将来の地域共生社会の実現にむけた現時点での考え方も示しつつ、策定します。

## 2 計画の基本的性格

### (1) 老人福祉法及び介護保険法に基づく策定と見直しの時期

「おおた高齢者施策推進プラン～大田区高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画～」は、老人福祉法第20条の8に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法第117条に基づく「市町村介護保険事業計画」を一体のものとして策定するものです。

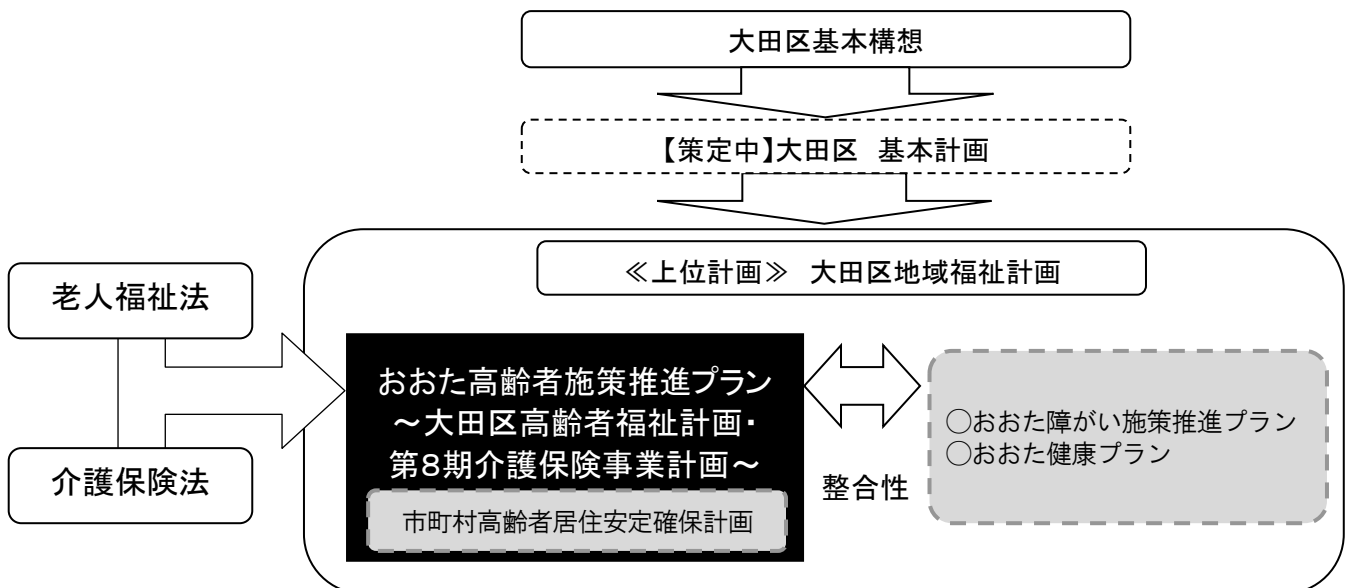
計画期間は、介護保険法に基づき、令和3年度から令和5年度の3年間で、第6期計画から取り組んできた、「地域包括ケアシステム」をさらに推進する計画です。



※：令和7年までのサービス・給付・保険料の水準の推計

### (2) 本計画の位置づけ

この計画は、老人福祉法及び介護保険法に基づくほか、高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく「市町村高齢者居住安定確保計画」を包含します。また、大田区の区政運営や施策の基本となる「大田区基本構想」及び「【仮称】大田区緊急計画」の高齢者分野の個別計画でもあります。加えて、本計画の上位計画である「大田区地域福祉計画」をはじめとする区の保健・福祉に関する計画と整合性を持った計画とします。

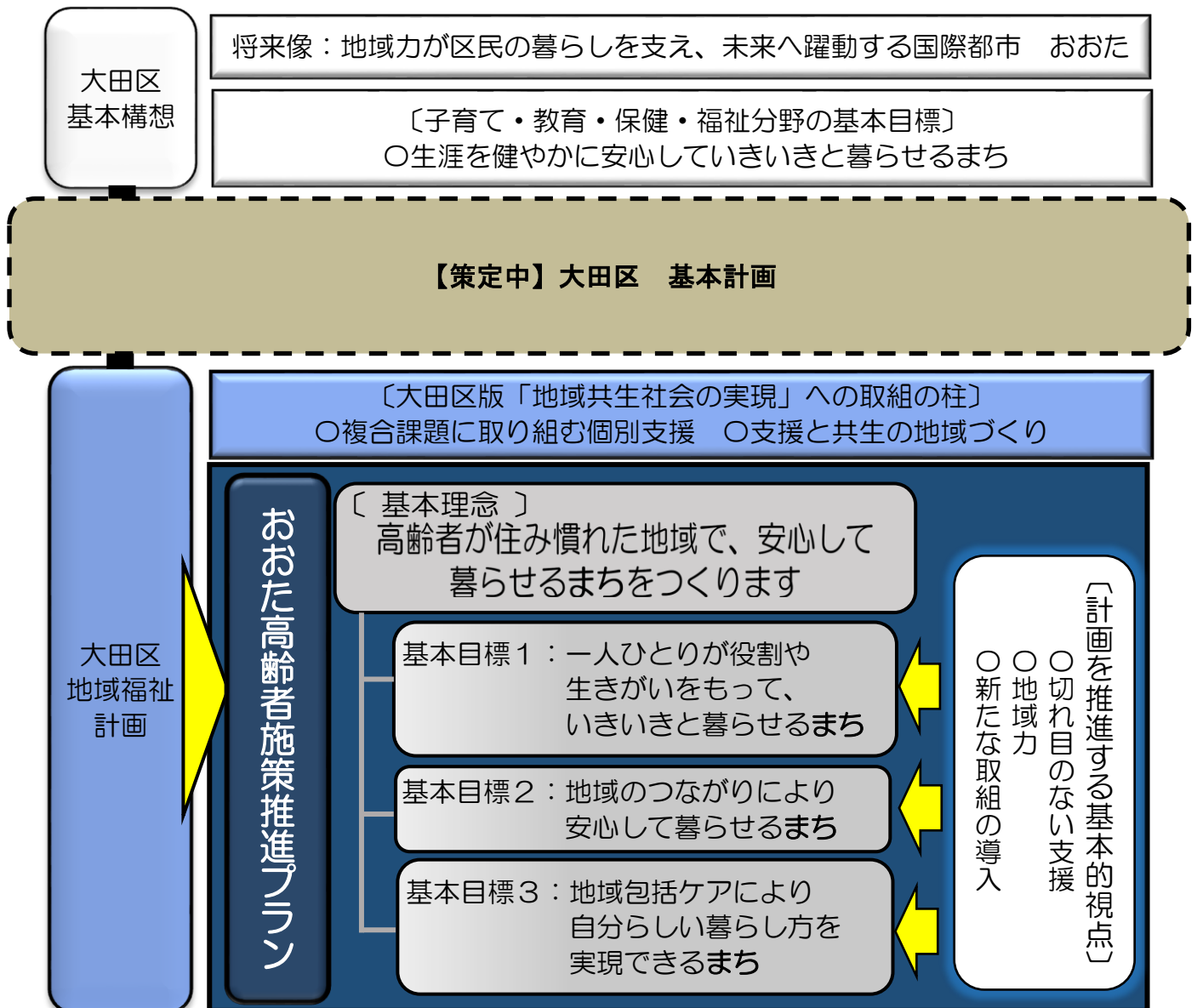


### 3 計画の基本理念と基本目標

#### (1) 基本理念と基本目標

第6期以降、取組を進めている「地域包括ケアシステム」が実現した姿を表す「高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせるまちをつくります」をこの計画の基本理念と位置づけます。また、直近の上位計画である「大田区地域福祉計画」に掲げる「大田区版地域共生社会の実現」にむけ、複合課題に取り組む個別支援、支援と共生の地域づくりという2つの取組の柱をふまえ、第8期は、目前に迫った2025年と2040年代の両方を念頭に、介護予防・健康づくり施策の充実・推進について中長期的視点をもって取り組みます。

#### 各計画の関係



## (2) 基本目標概要

### 基本目標1 一人ひとりが役割や生きがいを持っていきいきと暮らせるまち

基本目標1では、高齢者全体の8割以上を占める、介護や支援を必要としない元気な高齢者が、地域のなかで役割や生きがいを持って暮らすことにより、健康の維持や向上につながるまちをめざします。

これまでの人生で培ってきた経験や知識を活かしながら、就労している高齢者が増加し、社会参加・介護予防などさまざまな活動を通して、地域活動の担い手として、またその育成に関わることで、元気維持や自立支援につながる施策をすすめます。

### 基本目標2 地域のつながりにより安心して暮らせるまち

基本目標2では、地域で暮らす高齢者を支えるため、地域住民をはじめ多様な主体が互いにつながり、たすけあうまちづくりをすすめます。

団塊の世代が75歳を迎える2025年はもとより、2040年代は人口構成が大きく変化することによる様々な影響が懸念されています。そこで大きな課題となっている社会保障の持続可能性を担保するためには、地域の多様な主体がつながることで、多元化・多様化・複雑化した世帯や個人の抱える生きづらさや困難さを受け止め、支える新しいサービスやネットワークを構築する必要があります。そのため、まち全体の互助力、ささえあいを高める取組をさらに推進していきます。

### 基本目標3 地域包括ケアにより自分らしい暮らし方を実現できるまち

基本目標3では、介護や支援が必要となった高齢者が、地域の中で安心して自分らしく暮らすために必要なサービスが適切、かつ円滑に確保される「地域包括ケアシステム」をさらに推進することをめざします。

また、地域包括ケアシステムの中核である地域包括支援センターの機能強化、介護保険サービスの充実、認知症高齢者対策をすすめます。

また、災害時や介護者の急病など緊急時の生活、財産などの権利や個人の尊厳が守られ、高齢者が安心して暮らせるまちをめざします。

### (3) 計画を推進する基本的視点と考え方

基本理念の実現に向け、計画を推進する3つの視点として、分野を超えた「切れ目のない支援」、「地域力」の活用、既存の枠にとらわれない柔軟な発想に基づく「新たな取組の導入」を定めました。この3つの視点を、計画全体を包含する考え方として基本目標の達成をめざしていきます。

#### 切れ目のない支援

元気なときから介護が必要になるときまでという「状態の切れ目」に加え、ひとつの世帯の複数の課題等に対し、高齢分野・障がい分野といった「分野の切れ目」、世帯や性別、年齢などの「属性の切れ目」なく対応するため、地域包括支援センターを軸とする相談体制を充実し、世帯・地域を包括的に支援する体制整備をすすめます。

#### 地域力

ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯及び75歳以上の後期高齢者が急増していくと、地域住民の支え合いや「買い物」「食事作り」「見守り」などといった、ちょっとした「生活支援サービス」のニーズが高まっていくと考えられます。そのため、行政サービスのみならず、区民、NPO、ボランティア、事業者等の多様な主体による重層的な支援体制を構築することが必要となってきます。同時に、高齢者の社会参加の更なる推進を通じて、元気な高齢者が生活支援や次世代支援の担い手として活躍するなど、高齢者が社会的役割を持つことで、生きがいや介護予防につなげる取組が重要です。

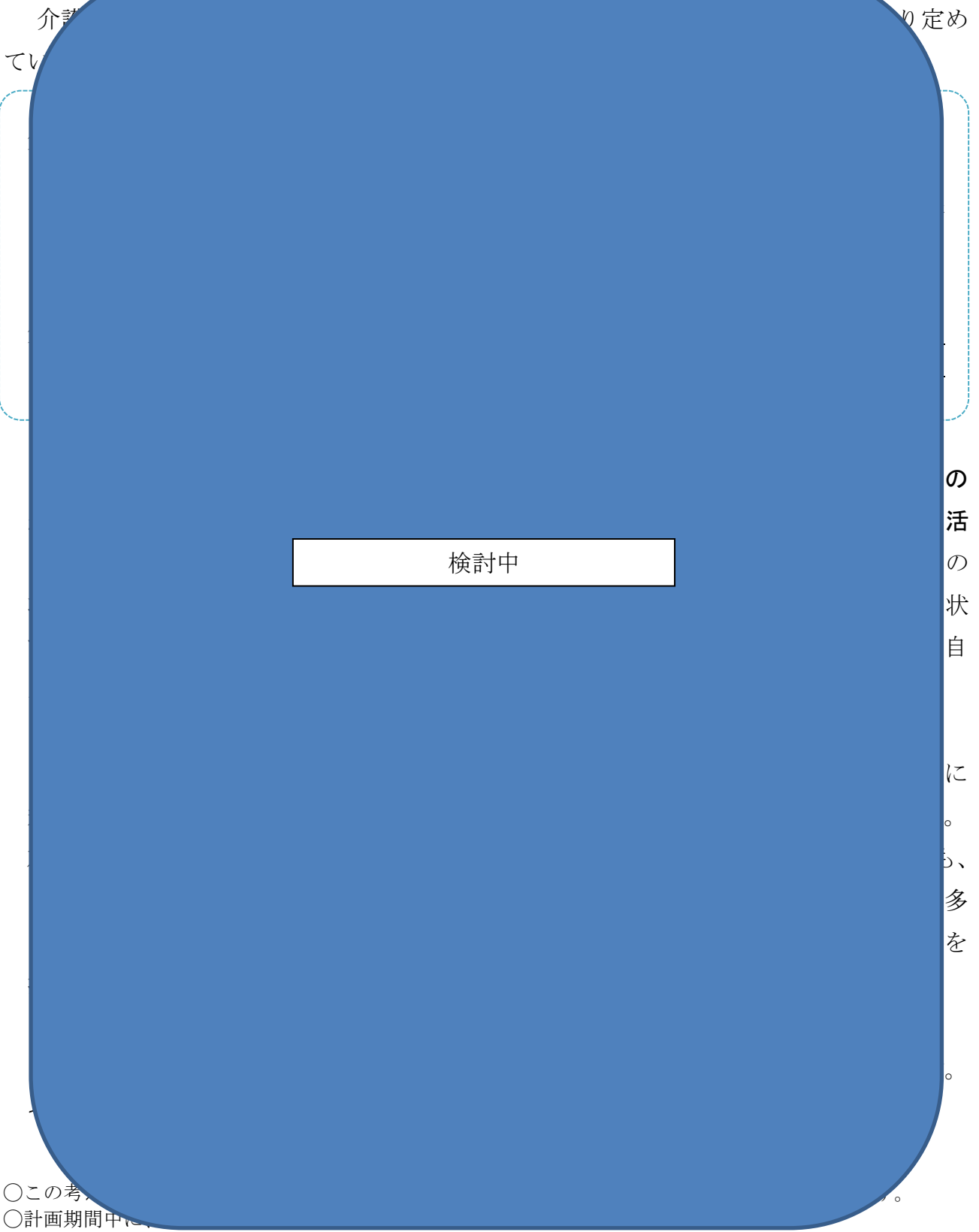
こうした地域づくりのために欠かせない力として「地域力」を積極的に活用する取組をすすめます。

#### 新たな取組の導入

「人生100年時代」を迎え、高齢者の暮らし方は多様化・多元化が進み、高齢者自身が人生デザインを自ら描ける時代となりつつあります。また、近年の大規模な地震や風水害、新型コロナウイルス感染症の拡大などの災禍が日本各地で多大な被害をもたらしたことは、区民の行動に変容を促し、結果現在の事業のあり方・考え方を見直し、従来からの取組を改め、新しい取組への転換を図る必要性が生じました。

さらに今後は、地域共生社会の考え方が広がりを見せることも予想され、区を取り巻く情勢を予測しながら新たな生活様式にも対応する、従来の枠組みにとらわれない柔軟な発想力と、冷静なデータ・状況分析力に基づく事業の再構築や開発を継続して行うことで、新たな取組の導入を積極的に推進してしていきます。

おおた高齢者施策推進プランにおける「地域共生社会の実現と2040年への備え」の考え方



## (1) 区民との協働

「高齢者福祉計画」及び「第8期介護保険事業計画」を一体的に策定するため、学識経験者、関係団体、公募委員で構成する「大田区高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進会議」において、これまでの計画推進状況や今期計画の策定について、公開の場で審議を行ってきました。

また、区民意見公募手続（パブリックコメント）\*や区民説明会を通して区民からの意見を聴取し、区民との協働による計画策定を行いました。

## (2) 関係部局の連携

高齢福祉課・介護保険課を中心に、福祉部のみならず、健康政策部・地域力推進部・まちづくり推進部・区民部等の関係管理職で構成する「大田区高齢者福祉計画・介護保険事業計画庁内検討委員会」にて、計画策定の素案検討を行いました。

## (3) 高齢者等実態調査等の実施

計画策定にあたり、その基礎資料とするため、介護保険の被保険者、介護サービス事業者を対象に実態調査を行いました（以下「高齢者等実態調査」といいます。）。調査の種類や調査方法及び回収状況は以下のとおりです。

○実施期間 令和元年11月14日～令和元年12月5日

調査の種類		調査方法	調査対象者数	有効回収数 (回収率)
①	高齢者一般調査	・ 郵送配付、 郵送回収 ↳ はがきによる 督促1回	5,600人	4,047人 72.3%
②	要介護認定者調査		3,200人	1,645人 51.4%
③	第2号(55～64歳)被保険者調査	・ ③、④調査は、 電子申請サービス による回答を 併用	1,000人	599人 59.9%
④	介護サービス事業者調査		600事業者	495事業者 82.5%
⑤	未把握ひとり暮らし高齢者 訪問調査	地域包括支援セ ンター職員によ る訪問・聞き取 り調査を実施	8,771人	(有効回答数) 404人 4.6%

#### (4) 介護給付実績の分析・評価

第8期介護保険事業計画の作成にあたり、第7期計画期間中の給付状況や要介護認定率については介護保険事業状況報告のデータのほか、地域包括ケア「見える化」システム\*による他の保険者との地域間比較を行うなど、区の介護保険サービスの利用状況等の傾向や特徴等を分析しました。